

随意契約理由

令和8年(2026年)1月30日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	NTT西日本豊中ビル賃貸借契約
契約内容	NTT西日本豊中ビル賃貸借契約
契約締結日 及び契約期間	令和7年12月22日 令和8年1月1日から令和8年12月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市北区堂島三丁目1番21号 株式会社NTTデータ関西
契約金額	24,840,552円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)</p> <p>情報システムの安定的な運用のためには、サーバ等の設置や保守・管理、配線や電源等の物理的セキュリティ対策が必要である。この対策が不十分な場合、情報システム全体に悪影響が及び、業務の継続性に支障が生じるおそれがある。</p> <p>本物件は、建築物の耐震性能をあらゆる構造耐震指標I_s値が0.88と診断されており、十分な耐震性を有している。また、停電時に使用する蓄電器や自家発電装置も備えており、情報漏えいを防止するためのセキュリティ対策に関しても、十分な措置が行われている。</p> <p>また、入札により他の事業者と契約した場合、既存機器の移設、回線変更作業、既存機器への設定変更作業が必要となるため、継続利用と比較して経済合理性に欠けており、移設作業に伴うシステム停止により、継続した市民サービスの提供に支障が生じることから、当該建物を継続利用する必要があるため、サーバ室及び設備の管理を行っている㈱NTTデータ関西と随意契約を行うもの。</p>